

埼玉県

'23.06.22

西部環境
管理事務所

様式第4号（第9条関係）

2-112-02

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月23日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所

住所 新座市野火止3-9-7

並びに法人にあっては 氏名 オリエンタル酵母工業株式会社

その代表者の氏名

埼玉工場長 野本 博

(電話番号 048-478-17

埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、令和四年度の産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

事業場の名称	オリエンタル酵母工業株式会社 埼玉工場
事業場の所在地	埼玉県 新座市 野火止 3丁目9番7号
事業の種類	食料品製造業 [0999]
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月から令和5年3月まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,230.9 t	全処理委託量	355.8 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	346.4 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	272.7 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2113 -1,875.1 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	84.3 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 有機汚泥、単位:t)

不要物等発生量	
有価物量	

① 排出量	3070.8	項目	実績値	自ら直接処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	④ 3057.2	自ら直接処理した量	自ら中間処理した後に 自ら運立処分又は 海上投入処分した量	⑥ 0	自ら中間処理した後 の委託量	⑩ 310.3	自ら中間処理した後 の委託量	⑪ 0	自ら中間処理した後 の委託量	⑫ 310.3
②+③自ら再生利用を行った量	0	⑤ 自然回収を行った量	0	④のうち熱回収を行った量	⑦ 2760.5	⑧ 0	⑨ 0	⑩のうち熱回収認定 業者以外の業者への処理委託量	⑪ 0	⑫ 310.3	⑬ 0	⑭ 0	⑮ 0	⑯ 0	⑰ 0
⑥ 自ら中間処理により減量した量	0	⑩⑪自ら処理立地又は海上投 入処分を行った量	2760.5	⑪全処理委託量	310.3	⑫ 310.3	⑬ 0	⑭ 0	⑮ 0	⑯ 0	⑰ 0	⑱ 0	⑲ 0	⑳ 0	㉑ 0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	2760.5	⑬ 優良認定業者への処理委 託量	310.3	⑭ 再生利用業者への処理委託 量	310.3	⑮ 热回収認定業者への処理委 託量	0	⑯ 热回収認定業者以外の業者 への処理委託量	0	㉑ 0	㉒ 0	㉓ 0	㉔ 0	㉕ 0	㉖ 0

自ら中間処理した後に
再生利用した量

③ 0

自ら直接立地又は 海上投入処分した量	② 0	自ら直接利用した量	③ 0
自ら中間処理した後に 再生利用した量	④ 0	自ら中間処理した後に 再生利用した量	⑤ 0

(第2面)

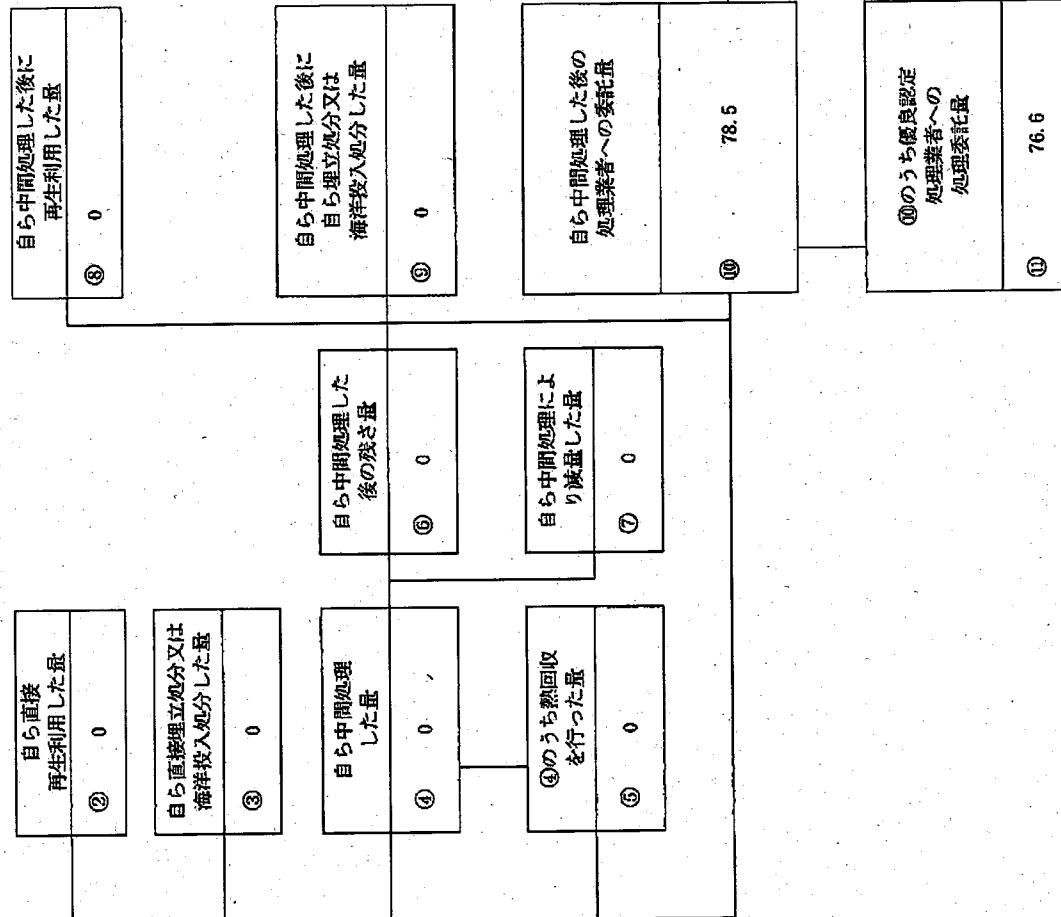
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 単位:t)

有償物量	
不要物等発生量	

排出量	
① 78.5	

項目	実績値	
①排出量	78.5	
②+③自ら再生利用を行った量	0	
④自ら中間処理を行った量	0	
⑤自ら熱回収を行った量	0	
⑥自ら中間処理により減量した量	0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	
⑧自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	
⑨自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	
⑩全処理委託量	78.5	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	76.6	
⑫再生利用業者への処理委託量	3.3	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	75.2	



(表2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:動植物残渣 単位:t)

不要物等発生量	
有価物量	

排出量	① 29.0
自ら直接再生利用した量	② 0

項目	実績値	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後の委託量	自ら中間処理した後の熱回収認定業者への委託量	自ら中間処理した後の熱回収を行なう業者への委託量
①排出量	29.0	④ 0	⑩ 29.0	⑪ 0	⑫ 0
②+③自ら再生利用を行った量	0	⑤ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑨ 0	⑩ 29.0	⑪ 0	⑫ 0
⑦自ら中間処理により減量した量	0				
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0				
⑪全処理委託量	29.0				
⑬優良認定処理業者への処理委託量	29.0				
⑭再生利用業者への処理委託量	29.0				
⑮熱回収認定業者への処理委託量	0				
⑯熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0				

自ら中間処理した後に
再生利用した量

⑩ 0

自ら直接処分又は
海洋投入処分した量

② 0

自ら中間処理した後に
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 29.0

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0

⑭のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑮ 0

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油 単位 t)

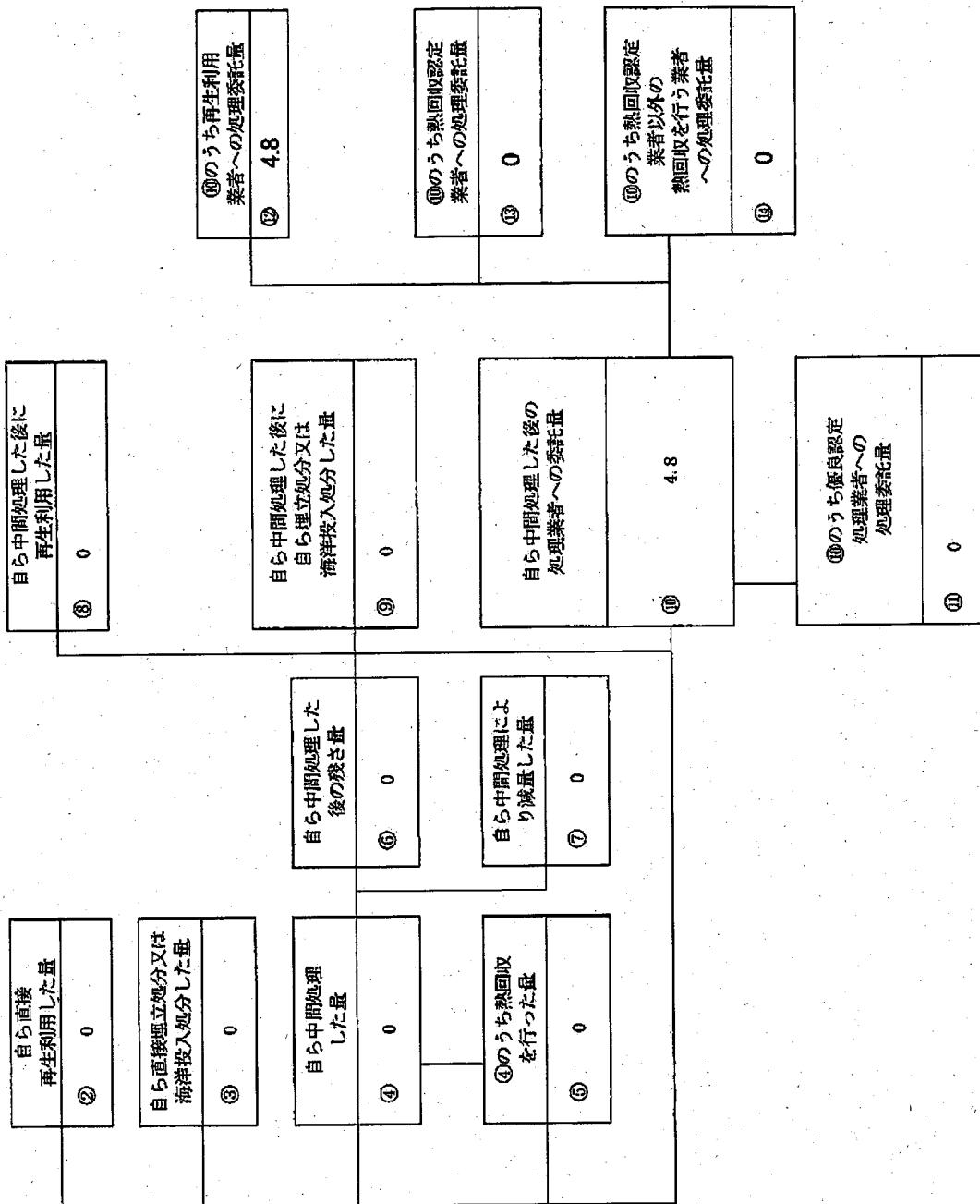
有機物量	
不要物等発生量	

排出量	① 4.8
	② 0

項目	実測値
①排出量	4.8
②+③自ら再生利用を行った量	0
④自ら中間処理を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	4.8
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用率への処理委託量	4.8
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

)

(第2面)



計画の実施状況

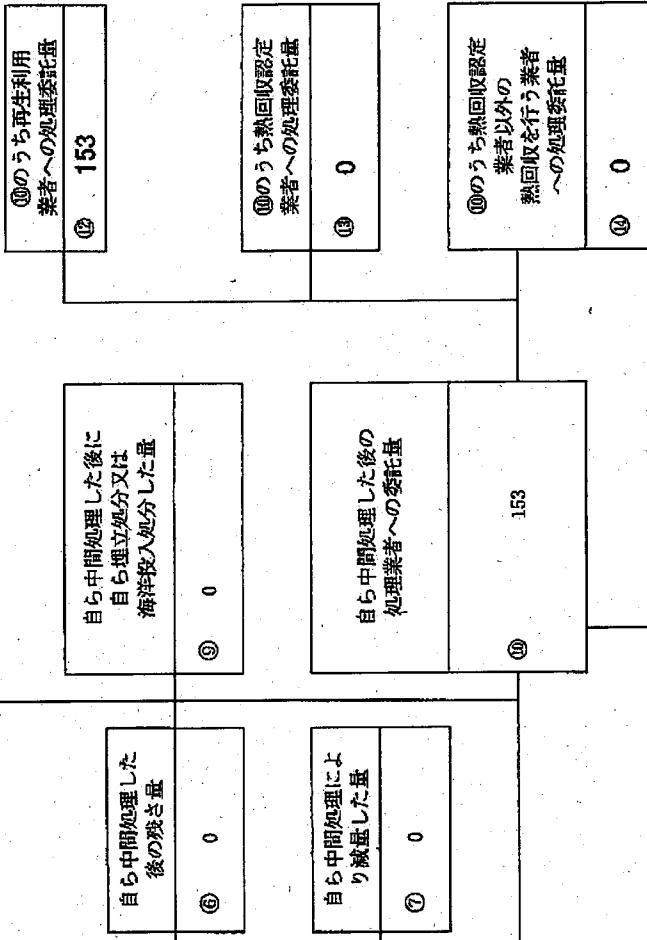
(産業廃棄物の種類: ガラスくず 単位:tを)

有 備 物 量	
不要物等発生量	

排 出 量	
① 153	

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理による減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後に海上投入処分又は海浜投入処分した量	自ら直接立処分又は海洋投入処分した量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後に再生利用した量	⑪のうち再生利用業者への処理委託量
①排出量	153	② 0	③ 0	④ 0	⑤ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	⑫ 153
②+③自ら再生利用を行った量	0								
⑤自ら熱回収を行った量	0								
⑦自ら中間処理により減量した量	0								
⑨⑩自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0								
⑪全処理委託量	153								
⑫優良認定処理業者への処理委託量	153								
⑬再生利用業者への処理委託量	153								
⑭熱回収認定業者への処理委託量	0								
⑮熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0								

自ら中間処理した後に再生利用した量	⑧ 0
-------------------	-----



(第2面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。